

住所変更に関する相談会のお知らせ

- ◎住所変更の手続きについては、今回お配りした「住居表示のしおり」に主な手続きに関して記載してありますので、参考にご覧ください。
- ◎住所変更の手続きは、平成22年10月12日（火）以降になります。
- ◎「住居表示のしおり」の内容について分からない点や住所変更についてのご質問がある方は、街づくり計画課までお問合せください。

《問い合わせ先》

大和市役所 街づくり計画課 電話046-260-5443

受付時間（午前8：30 ～ 午後5：15 土・日・祝日除く）

- ◎住所変更に関して分からないことやご質問がある方は相談会を実施しますのでご利用ください。

■相談会の日程（会場の案内図は4ページに記載しています。）

日程	時間	対象区域	会場
9月15日（水）	午前10時～午後7時	鶴間新町自治会の区域で 県道座間大和線の南側	鶴間新町自治会館
9月16日（木）	午前10時～午後7時	鶴間新町自治会の区域で 県道座間大和線の北側	鶴間新町自治会館
9月17日（金）	午前10時～午後7時	中央林間西自治会及び 中央林間南自治会の区域	大和市コミュニティ センター緑野会館 （緑野保育園の隣）
9月20日（月・祝） 敬老の日	午前10時～午後7時	全区域	鶴間新町自治会館

※会場の広さの関係から、対象区域を分けて日程を設定していますが、ご都合のつかない方はほかの日程をご利用いただいても構いません。

※相談会では係員が個別に対応しますので、混み合った場合にはお待ちいただくことが予想されます。ご理解ご協力をお願いいたします。

※会場への車でのご来場はご遠慮願います。

■相談会には今回お配りした「住居表示のしおり」をご持参ください。

■2・3ページに、よくある質問を掲載していますので、参考にご覧ください。

《よくある質問》

◆住所変更の手続をする場合、いつから行えばよいのか？

答え 10月12日（火）以降にお手続をお願いいたします。それ以前にお手続をすることはできません。

◆住居表示通知書が不足する場合、どうすればよいのか？

答え 住居表示通知書がさらに必要な場合には、10月12日（火）以降に「住居表示変更証明書」を市役所市民課、渋谷分室、中央林間連絡所、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所、において無料で発行しますのでご利用ください。

◆住居表示の実施によって本籍も変更になるのか？

答え 区域内に本籍がある方は、次のように町名の部分が変わります。

(例)【従 前】 大和市 下 鶴 間 4 2 0 3 番地

↓

【実施後】 大和市 中央林間西五丁目 4 2 0 3 番地

◆銀行口座・生命保険・クレジットカードなどの住所変更手続は必要か？

答え 手続は各社それぞれ異なりますので、各取り扱い窓口にお問合せください。

◆パスポートの住所変更はどうすればよいのか？

答え 手続する必要はありません。お手持ちのパスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自分で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入してください。

◆年金を受給しているが、手続はどうすればよいのか？

答え 国民・厚生年金を受給されている方は、同封しました年金受給権者住所・支払機関変更届に必要事項を記入し、同封してある市役所宛返信用封筒で12月末までにご返送ください。
共済年金を受給されている方は、各共済組合へお問合せください。

◆土地・建物登記簿の所有者の住所の変更登記は、いつまでに行えばよいのか？

答え 所有者の住所の変更登記は、実施日以降随時行っていただくこととなりますが、売買や抵当権設定などの事由が生じたときに手続を行っていただいてもかまいません。

◆市外に土地・建物を所有しているが、住所の変更登記はどこで行えばよいのか？

答え 所有している土地・建物を管轄している法務局（登記所）で行っていただくこととなります。

【大和市内土地・建物の管轄】

横浜地方法務局 大和出張所 電話046-261-2645

(受付時間 午前8:30～午後5:15 土・日・祝日を除く)

※大和出張所は大和市のほかに海老名市、座間市、綾瀬市を管轄しています。

◆土地・建物登記簿や法人登記の住所の変更登記の際、書類を郵送して手続を行うことはできるのか？

答え 管轄している法務局（登記所）へ郵送で申請することは可能ですが、登記完了後、登記完了証が交付されますので、返信用にあて先を書いた封筒及び返信用の切手も送ることが必要となります。

◆「住居表示のお知らせ」用はがきが足りない場合はどうすればよいのか？

答え 枚数が不足する場合は、郵便事業株式会社大和支店までお問合せください。

電話046-261-1785 (受付時間 午前8:00～午後7:00)

◆郵便番号は変更になるのか？

答え 中央林間西一丁目～七丁目は新しく

2	4	2	-	0	0	0	8
---	---	---	---	---	---	---	---

 になります。

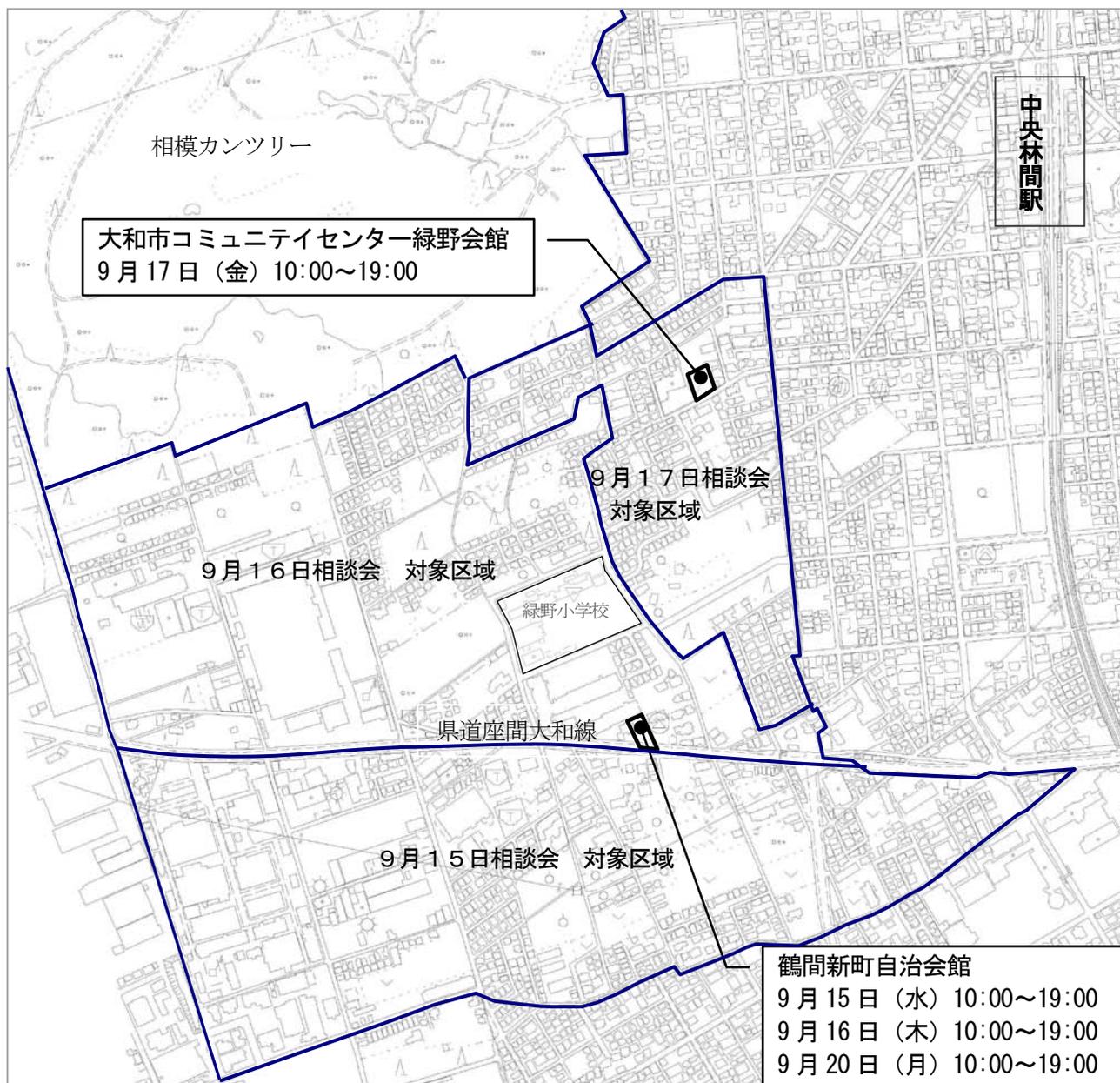
◆郵便物は旧住所でいつまで届くのか？

答え 旧住所での郵便物は、住居表示の実施後数年程度は配達されます。

◆自治会や通学区域の変更はあるのか？

答え 住居表示の実施に伴って、これらの区域が変わることはありません。

■会場案内図



日程・会場	対象区域の新住所
9月15日(水)・鶴間新町自治会館	中央林間西一丁目~三丁目の全部
9月16日(木)・鶴間新町自治会館	中央林間西四丁目1番、5番 中央林間西五丁目1番~18番、23番~28番 中央林間西六丁目の全部
9月17日(金)・大和市コミュニティセンター 緑野会館	中央林間西四丁目2番~31番 中央林間西五丁目19番~22番
9月20日(月・祝日) 鶴間新町自治会館	中央林間西一丁目~六丁目の全部

※対象区域の新住所については、今回お配りした住居表示通知書に記載されている実施後の住所をご確認ください。